

免許法施行規則附則第十項付表による科目 (※1)		各科目に含めることが必要な事項 (※2)	一種	二種
第二欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	2単位以上	2単位以上
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		
		幼児理解の理論及び方法	1単位以上	1単位以上
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	2単位以上	2単位以上
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)(※3)	2単位以上	2単位以上
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	1単位以上	1単位以上
合 計			8単位以上	8単位以上

※1 取得しようとする免許状に対応する修得単位が対象となります。

※2 各事項をすべて含める必要があります。

※3 日本国憲法の内容(とりわけ第26条(教育を受ける権利))が取り扱われるよう留意してください。
取り扱われていない場合は、別に日本国憲法の単位の修得が必要となります。